

## 第9回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年3月10日(水)

午前8時59分～午前9時36分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

## 第9回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年3月10日(水) 午前8時59分～午前9時36分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 3月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員

5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農用地利用集積計画の承認について

(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 下限面積について  
② 全国農業新聞購読料について

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会 8 時 5 9 分

- 議長 皆さんおはようございます。コロナの関係は先が見えませんが、それぞれ気を付けて活動してください。  
それでは、本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席で、農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。  
よって、ただいまより第9回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。  
本日は事務局長が議会の関係で欠席ということです。
- 議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。
- 議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が別府にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が別府にお住まいの●●●●氏、申請地は3ページの字図にありますように、大字別府字北浦3523番1、3524番1。地目が3523番1が登記上は田、3524番1が登記上は畑、2筆合計面積が322㎡です。  
農地区域が農業振興地域外の第3種農地となっております。  
●●さんは家族で農業経営をされていまして、規模拡大により農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われまます。  
現地調査を伴う案件は以上です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 1 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 3 0 分

議長 再開します。  
それでは、付議案件①を議題に供します。  
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願  
(6番) いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある

委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 それでは付議案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の4ページをお開きください。  
付議案件②農用地利用集積計画の承認についてでございます。  
中間管理事業分で、今回は128筆 144,556㎡の承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。  
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書 13 ページをご覧ください。  
報告案件①農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
でございます。  
利用権の合意解約ですが、11 筆 合計 8,051 m<sup>2</sup>が出てきて  
おります。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。  
す。

事務局 その他の案件について、別紙でお配りしております紙をご覧ください。  
まずは①下限面積についてでございます。遠賀町では新規就  
農対策として利用権設定については下限面積の 5 反要件を撤  
廃するという、それから、青年就農計画の認定を受けて  
いる認定新規就農者に限っては、農地の取得について別段面  
積を 2 反とするということを行っております。また空き家対  
策としては町の空き家バンクに登録している空き家に付随す  
る農地については別段面積を 1 m<sup>2</sup>ということを取扱いをして  
おります。効果につきましては、利用権設定については新規  
就農の呼び込みに繋がっておりまして、今年度新規就農者は  
3 名が新たに就農を開始しております。これについては効果  
があると考えております。また、下限面積のもう一つの方  
法、ハウスについては事例はございませんでした。  
②の空き家対策については、今年度 3 条の許可により 1 件の  
売買が成立している状況でございます。  
このような状況の中でこの下限面積の考え方について令和 3  
年度をどうするかということの協議をお願いしたいと思っ  
ております。事務局としては来年度も継続してこのままで行  
いたいと考えておりますが、ご意見等ございますでしょうか。

【ありません。】の声

事務局

よろしいでしょうか。ではこの件につきましては、引き続き来年度も継続で行わせていただきたいと思います。  
続きまして②全国農業新聞の購読料についてです。こちらにつきましては年間8,400円の購読料がかかりますが、積み立てより支払いを行いますのでご報告いたします。  
また、新年度の活動記録セットを配布しておりますのでご活用ください。  
事務局からは以上です。

議長

その他皆さんの方から何かございませんか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第9回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 9 時 3 6 分